

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律 概要

趣 旨

国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対する国外犯罪被害弔慰金等（国外犯罪被害弔慰金又は国外犯罪被害障害見舞金）の支給について必要な事項を定める。

定 義

- 国外犯罪行為：日本国外で行われた人の生命・身体を害する故意の犯罪行為
- 国外犯罪被害者：国外犯罪行為により死亡し、又は障害（障害等級第1級相当）が残った日本国籍を有する者（日本国外の永住者を除く。）

支給の対象

- 死亡した国外犯罪被害者の遺族[※]で第一順位遺族に該当する者に国外犯罪被害弔慰金（200万円）を、障害が残った国外犯罪被害者に国外犯罪被害障害見舞金（100万円）を、それぞれ支給する。
※ 日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。
- 次の場合には国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことができる。
 - ① 国外犯罪被害者と加害者に親族関係があるとき。
 - ② 国外犯罪被害者が、正当な理由がなくて、治安の状況に照らして生命・身体に対する高度の危険が予測される地域に所在していたとき。
 - ③ 国外犯罪被害者が国外犯罪行為を誘発したときその他その責めに帰すべき行為があったとき。
 - ④ その他国外犯罪被害弔慰金等を支給することが社会通念上適切でないとき。

支給手続等

- 国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者は、都道府県公安委員会に申請し（日本国内に住所を有しない者は領事官経由可）、その裁定を受けなければならない。
- 国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者は、申請に関し必要な援助を求めることができる（日本国内：都道府県公安委員会、日本国外：領事官）。
- 都道府県公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に報告等を求めるとともに、外務省その他の公務所・公私の団体に協力を求めることができる。
- 外務大臣は、国外犯罪被害者等に関する情報を得たときは、できる限り速やかに国家公安委員会に提供するものとする。

施行期日等

- 公布日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行し、施行後の国外犯罪行為による死亡又は障害について適用する。